

## 千葉県看護職員認知症対応力向上研修実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の人と接する機会が多い看護職員(保健師助産師看護師法(昭和二十三年七月三十日法律第二〇三号最終改正:平成二十六年六月二十五日法律第八十三号)第二条から第六条に規定する者を「看護職員」とする。以下同じ。)に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉県とし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施するものとする。

### (研修対象者)

第3条 この事業は、千葉市内で勤務する指導的立場の看護職員を対象とする。

### (研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、看護職員として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

### (受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

### (修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。  
2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、看護職員認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I 基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期病院での認知症の現状、認知症の病態、症状</li> <li>せん妄の基本的な知識、予防、発見、対応</li> <li>認知機能障害に配慮した身体管理</li> <li>認知機能障害に配慮したコミュニケーションの基本</li> <li>情報共有、退院調整、身体拘束、治療同意についての基本的な知識</li> <li>管理者による取組の重要性</li> <li>認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援</li> </ul>	講義 (180分)
II 対応力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症患者の身体管理</li> <li>一般病院に求められる役割</li> <li>認知症患者の世界観の理解、中核症状の理解、基本的な評価方法(アセスメント)</li> <li>認知症の疾病経過の理解と疾病段階を踏まえた看護・支援のあり方</li> <li>認知症を疑った場合の初期対応として実践すべき看護、初期集中支援</li> <li>チームや病棟内での情報共有、部門間での情報共有 他</li> </ul>	講義 (330分) 演習 (150分)
III 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に関する事例を収集、見返し、フィードバックをする体制</li> <li>病棟内、部門間での情報共有、人員の配置</li> <li>コンサルテーション体制(院内・地域内での専門家へのアクセスの確保)</li> <li>標準的な対応手順・マニュアルの検討整備(認知症の療養・退院支援、行動・心理症状、せん妄)</li> <li>施設内での目標設定・研修計画立案、教育技法</li> <li>自施設での研修を実施する上でのポイント、教育の要点の伝達</li> <li>(演習)自施設の現状の検討、振り返り</li> <li>(演習)自施設内でのマネジメント体制の検討、研修計画立案</li> </ul>	講義 (180分) 演習 (240分)

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める看護職員認知症対応力向上研修を修了したことを証します
平成 年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	職種	所属		
				名称	住所	電話番号